

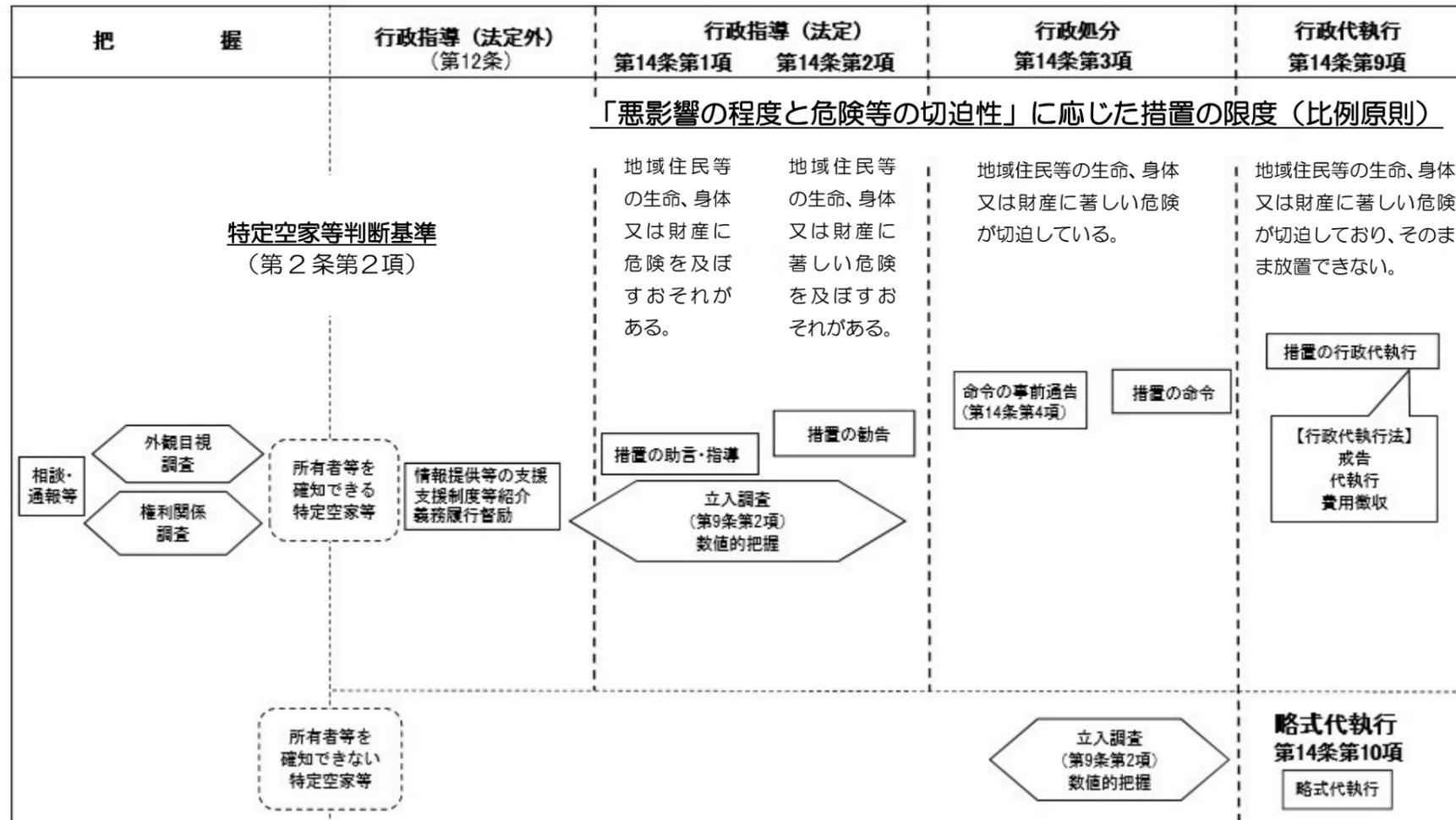
	空き家を利・活用する	空き家を除却する
持ち続ける	【空き家のまま保有する】 * 適正管理に努めましょう。 * 登記や固定資産税の状況を確認しましょう。	【更地にして保有する】 * 雑草対策など適正管理に努めましょう。 * 危険な空き家の除却については支援制度があります。
貸し付ける	【空き家を貸し付ける】 * 賃貸する場合や親族等に無償貸付する場合があります。 * 貸し付ける際には、耐震補強やリフォームを助成する制度もあります。	【更地にして貸し付ける】 たとえば駐車場として貸す場合と建物敷地として貸す場合では、民法上の取扱いや税法上の取扱いが違いますので、専門家の助言を得ることも有益です。
譲渡する	【空き家を譲渡する】 * 被相続人の居住用財産（空き家）を売却する場合に、「被相続人居住用家屋の譲渡所得の特別控除」が認められる場合があります。税務署等へ確認しましょう。 * 譲受人に対する支援制度もあります。	【更地にして譲渡する】 被相続人居住用家屋（空き家）を除却した敷地を売却する場合に、「被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡所得の特別控除」が認められる場合があります。税務署等へ確認しましょう。

空き家対策に有効な金融商品について(住宅金融支援機構)

目的・活用方法	対象者と資金ニーズ	対応する金融商品
未然防止 居住している住宅に住み続けたい	所有者	・【リ・パス60】 <small>※住宅金融支援機構の住宅融資保険を活用した民間金融機関の住宅ローンです。 原則、満60歳以上の方が対象です。 毎月のお支払いは利息のみで、元金は、お客さまがお亡くなりになられたときに、相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件（住宅および土地）の売却によりご返済いただく商品です。</small>
活用 空き家を賃貸したい	所有者	・【リ・パス60】 ・【フラット35】地域連携型（空き家対策） <small>※空き家や子育て支援等に対する積極的な取組を行う地方公共団体の財政的支援とセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。</small> ・【フラット35】リノベ
危険防止 取り壊したい	所有者	除却 （各地の地方金融機関で対応）

各商品の詳細につきましては、住宅金融支援機構のホームページでご確認ください。

空家法第14条の執行過程



四国中央市では、次の支援メニューを用意しています。

①老朽危険空家除却補助金

公共の福祉を目的として、高い危険性を有する空き家の除却に要する経費の4/5を補助します（限度額80万円）。

②空家取得・リフォーム支援事業費補助金

空き家の有効活用を通して住宅ストックの循環を促すことを目的として、空き家の取得又はリフォームに要する経費の1/3を補助します（限度額15万円）。

③木造住宅耐震改修事業費補助金等

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建の木造住宅の耐震改修に要する費用及び耐震診断に要する経費を補助します（詳細についてはお問合せください）。

④ブロック塀等安全対策事業費補助金

危険ブロック塀等の安全対策に要する経費の2/3を補助します（限度額30万円/単位当たり限度額8万円/m）。

⑤狭あい道路拡幅整備事業

- ・道路後退部分の測量並びに分筆登記及び所有権移転登記
 - ・寄附等の後退部分における道路舗装及び道路構造物の施工
 - ・すみ切り用地の寄附については、奨励金の交付
- * 詳細についてはお問合せください。

(お問合せ先)

- ①② 空家等対策室 電話 0896-28-6184 (直通)
- 四国中央市建設部建築住宅課
- ③~⑤ 建築係 電話 0896-28-6183 (直通)
- 799-0413 四国中央市中曾根町500番地 消防防災センター5階